

「茨城県食と農を守るための条例」について

茨城県議会令和6年第1回定例会において、「茨城県食と農を守るための条例」が可決・成立し、令和6年3月29日より施行されました。

条例制定の背景と目的

- 国際情勢の変化や、地球温暖化等の気候変動による災害の頻発化及び激甚化などにより、食料を安定的に供給する食料安全保障の重要性が改めて認識されています。農業大県である茨城県には、食料を安定的に供給する大きな使命があります。
- これらを背景に「茨城県食と農を守るための条例」は、**本県農業及び農村の持続的な発展並びに県民の豊かな食生活の実現**を目指し制定されました。



基本理念の概要

- 県民がいかなる時でも健康な生活を送れるよう、将来にわたって「**食料**」が安定的に供給されること。
- 環境との調和に配慮しながら、「**農業**」の持続的な発展及び強靱化が図られること。
- 食料の供給及び多面的機能が十分に発揮されるよう、「**農村**」振興が図られること。

条例の主な内容

- 海外に依存している生産資材の国内資源への代替など、本県農業の構造転換をはじめ、環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進、農地の適正かつ有効な利用や農業用排水施設などの生産基盤の総合的な整備、水田農業への支援の強化、多様な担い手の確保・育成などについて規定しています。
- 農村や中山間地域などの総合的な振興や、鳥獣による被害の防止について規定しています。
- 消費者が食料生産の価値を評価し、農業者を支える意識の醸成や、食育を通じた県民と農業者との相互理解の促進などについて規定しています。



基本的施策

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| ① 農畜産物の安定供給の実現《第9条》 | ② 環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進《第10条》 |
| ③ 農地の適正かつ有効な利用等《第11条》 | ④ 生産基盤の総合的な整備等《第12条》 |
| ⑤ 水田農業に対する支援の強化等《第13条》 | ⑥ 多様な担い手の確保・育成《第14条》 |
| ⑦ 女性の参画等の促進《第15条》 | ⑧ 意欲ある農業者等による営農指導の実施《第16条》 |
| ⑨ 農業経営の安定《第17条》 | ⑩ 生産性の向上等による収益性の高い農業の推進《第18条》 |
| ⑪ 農業技術の向上等《第19条》 | ⑫ 農村及び中山間地域等の総合的な振興《第20条》 |
| ⑬ 鳥獣による被害の防除《第21条》 | ⑭ 自然災害等による被害の防止・復旧支援等《第22条》 |
| ⑮ 地域内の農業者・消費者の循環型ネットワークづくり《第23条》 | |
| ⑯ 県産農畜産物の利用の促進等《第24条》 | ⑰ 食育を通じた県民と農業者等との相互理解の促進等《第25条》 |